

# 令和4年福島県沖を震源とする地震に係る義援金のご案内

## 1 災害義援金の内容

令和4年福島県沖を震源とする地震の被災者に対し、全国の皆様から日本赤十字社、中央共同募金会及び宮城県に寄せられた義援金を、宮城県災害義援金配分委員会において決定した基準により配分いたします。

## 2 配分対象及び配分金額

災害義援金は、下表の基準により配分いたします。それぞれ対象となるのは、被災日現在で仙台市にお住まいである方・世帯です。

対象被害	第1次配分	第2次配分	合計
全壊	46,000円	79,960円	125,960円
半壊（大規模半壊・中規模半壊含む）	23,000円	39,980円	62,980円
重傷	23,000円	39,980円	62,980円

## 3 申請方法等について

対象となる申請者（受取者）、添付書類等は、下表のとおりです。

「令和4年福島県沖を震源とする地震義援金申請書（様式1）」に必要事項を記入し、以下に記載した添付書類をご用意のうえ、**令和5年1月31日（火）**までにご申請ください。

（共通事項）

- ① 「身分証明書の写し」は、運転免許証、健康保険証等の写しです。
- ② 「預金口座通帳の写し」は、申請者名義の口座で、金融機関名、取引店名、種目、口座番号、申請者名義（フリガナ）が印字された部分の写しが必要です。
- ③ 各添付書類は、特に原本が必要との記載がないものは、コピーで結構です。

（住家被害の場合）

申請者 （受取者）	被災日時点の世帯主（ただし、被災日時点の世帯主が死亡・行方不明の場合は、新たな世帯主が申請できます。）
添付書類	① 身分証明書の写し、預金口座通帳の写し（詳細は上記の「共通事項」参照） ② 対象被害を証明する書類（罹災証明書の写し）
留意事項	・第2次判定等により、罹災証明書の判定が変更となった場合は、差額の申請を行うことができます。その場合は、変更後の罹災証明書を添付の上、申請書に差額申請である旨を余白等に記入してご申請ください。

（注）住家被害に係る義援金について、配分を受けた後、罹災証明書の「被害の区分」の変更があった場合は、あらためて申請（区分変更申立書）が必要です。

（人的被害の場合）

申請者 （受取者）	重傷と診断されたご本人 ※ご本人による申請が難しい場合は社会課（裏面参照）までお問い合わせ願います。
添付書類	① 身分証明書の写し、預金口座通帳の写し（詳細は上記の「共通事項」参照） ② 対象被害を証明する書類（診断書等の写し）

## 4 その他留意事項

### (1) 住家、世帯の要件について

- ① 対象となるのは、被災日現在で仙台市にお住まいであった方・世帯です。(店舗、事務所、作業場等のほか、実際にお住まいの住居以外の建物被害は対象外です。)
- ② 令和4年3月16日時点で、居住地に住民登録をしていなかった場合(令和4年3月16日より後に転入届を行った場合を含む)は、上記3に記載した添付書類に加えて、電気・ガス・水道料金(うち1種類以上)の領収書または支払証明書(令和4年2月・3月分の2か月分程度)を添付のうえご相談下さい。支給が可能かどうか、審査いたします。  
※ 公共料金の領収書等については、「生活の本拠」がどこにあったかを確認するためのものです。公共料金の領収書等を添付することにより、義援金の支給が認められるものではありません。
- ③ 住家被害については、住家1棟に対し1配分が原則です。
- ④ 同一住居に住民票上二世帯が同居している場合は、それぞれの世帯で申請することができます。(添付書類については、それぞれの世帯主分が必要となります。)
- ⑤ 住家被害については、自己所有に限らず借家、アパート等にお住まいの方も対象となります。(住宅の所有者は被災住居に居住していない場合は対象となりません。)
- ⑥ 「**令和4年福島県沖を震源とする地震義援金申請書(様式1)**」に署名同意のある方は罹災証明書の添付は不要です。
- ⑦ 罹災証明書は、世帯主又は世帯員の方のお名前が発行されたものに限り、マンション管理組合等へ発行された罹災証明書では**支給対象となりません**。

### (2) 申請について

- ① 同封の返信用封筒に必要書類を同封のうえ**令和5年1月31日(火)まで**ご返送をお願いします。なお、下記担当課窓口での申請も可能です。

### (3) 審査について

- ① 郵送または窓口で申請書を提出していただき、受理後、審査を行った上で支給を決定します。窓口での受付をもって配分決定とはなりません。**申請内容によっては支給できない場合もございますので、ご了承ください。**
- ② 申請の内容によっては、仙台市から、電話または郵送等により、追加に必要な書類の依頼や問い合わせをさせていただく場合がございます。

### (4) 支給について

- ① 申請から1か月程度で振込をいたします。指定口座への振込をもって通知と代えさせていただきます。

## 5 申し込み先・お問い合わせ先

### 【送付先】

〒980-8671 仙台市健康福祉局社会課(※同封の返信用封筒で郵送願います)

### 【問い合わせ先】

社会課 管理係

電話番号：022-214-8541(8時30分から17時00分まで(平日のみ))

e-mail：fuk005320@city.sendai.jp(件名に「災害義援金の件」と入れてください。)